○議長 第七号ない を併せて行 (髙橋伸二君) 1 し報告第十号を議題とし、 、ます。 日程第二、 議第九十二号議案ない これらについての質疑と、 し議第百十四号議案及び報告 日程第三、 一般質問と

六月二十一日に引き続き、 質疑、 質問を継続いたします。 十番藤原益栄君

## [十番 藤原益栄君登壇]

げたいと思います。 町と協議に入るという大きな進展がありました。 ただきます。 よろしくお願いいたします。 かさ上げ問題では、 十五日には、 (藤原益栄君) 前回、 文化審議会が文科大臣に多賀城市の国宝指定を答申する、 本議会でも、 多賀城市が令和六年度から事業を着手し、 文化財行政以下、 昨年十二月十二日に続きまして、 文化財行政以下四点につき質問をさせていただきます。 大綱四点を質問させていただきました。 皆さんの御尽力に心から感謝を申 二度目の 改修に向け仙台市 一般質問をさせて 原谷地 川の 本年三月 堤防 利府

大綱一、文化財行政の問題についてであります。

整備された旧県道があります。 かう途中に、 文化財行政の一点目は、 明治の野蒜築港の際、 特別史跡多賀城跡内の復元された南門か この部分の大路復元についてお尋ねい 山形県からの物資運搬のために小丘陵を切り通して ら北の たします。 政庁 に向

ある。 に、 政庁地区· 軸部である政庁地区から南門地区の公開開始をめざす」とし、 連続性を確保することとする」とし、 この部分に おり実施されております。 ことにしています。 してまいりました。 ルとしましては、 した特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画に基づいて実施されております。 特別史跡多賀城跡の整備は、 旧県道、 将来地域住民の理解が得られ用途変更が可能となった段階で、 政庁南面地区を県、 0 現市道新田浮島線があり、 て 多賀城創建千三百年となる平成三十六年度、 「市道新田浮島線は当分の間は現状のまま使用せざるを得な 整備は計画から見ますと遅れぎみではありますが、 県が整備分担の政庁南面地区と多賀城市が整備分担の南門地区の 整備の分担は、 南門地区・ 平成二十八年三月に宮城県教育委員会が策定いたしま 先送りをしております。 両地区は分断されております。 配付資料①を御覧いただきたいと思いますが 南辺東地区を多賀城市とされ、 今年ですけれども、 現在どういう整備をして 次いで東側の整備に 地形修復とともに 基本計画では おおよそ計画ど それぞれ実施 スケジュー 1 、状況で 中

なっ 四十メ 来云 北の大路も旧県道以外は完成したとなりますと、 田浮島線上の政庁南大路も整備し、 分が注目されることになります。 V 11 旦西 るか で 11 ります てお 々と棚上げ しょうか。 とい の信号まで四十メ ります。 ルほど移動し、 いますと、 この しておりますけれども、 しかし、 声はますます大きくなっていくだろうと思います。 配付資料②を御覧いただきたいと思いますが、 南門の復元が一応完了し、 政庁南大路を北に歩いて政庁地区に向かう、 トルほど歩いていただき、 現に、 南門から政庁跡へ直接向かえるようにすべきではな 何であんな整備をするの できるだけ早い時期に旧県道、 いやが応でも寸断され 横断歩道を北に渡り、 多賀城碑が国宝に指定される、 かという声が聞こえて 南門を北に向 こういうことに 基本計画では将 ている旧県道部 すなわち市道新 今度は東に

えます。 的整備を行 されている、 域住民の理解が得られ用途変更が可能となった段階で、 この地域に住民が住み、 する」と、 どういう整備がよ 11 将来的に市道の用途廃止を考えているようであります。 それらを考えますと、 上に土を盛り、 い  $\mathcal{O}$ お寺もある、 か。 先ほど紹介しましたように、 地形を復元した形で大路を整備することではない 現実的とは思えません。 市道には水道管・下水道管・ 地形修復とともに連続性を確保 県の基本計画では 一番現実的な方法は NTT回線等が か しこの 計画では 「将 かと考 橋梁 埋設 来 地

要な機関 以上、 市道新田浮島線上の政庁南大路の復元は先送りせず、 と協議に入っていただきたいと思いますが、 教育委員会の答弁を求めます。 直ちに市、 文化庁等必

機銃部跡 文化財行政 の問題であります。 の二点目は、 多賀城海軍工廠松島地区南区跡、 通称旧海軍松島地下工

た。 確認しながら、 アチブを発揮 私は昨年十二月の一般質問で神奈川県立歴史博物館 松島 町はどういう意向だったのか、 して調査することを求めました。 調査の実施等につい て助言・協力してまいりたいというものであ その後の状況についてお答えください 教育長の の取組等を紹介 回答は、 まずは松島町の 県が 意向を 1 = シ

市 歴史民俗博物館で開 歴史と仙台の 本年五月三十日付け 人々 の生活を重ね合わせて考える企画展 かれていると紹介されました。  $\mathcal{O}$ 河北新報に、 戊辰戦争か ら第二次世界大戦まで、 仙台市歴史民俗資料館は歩兵第四 「戦争と庶民のくらし」 近代 が  $\mathcal{O}$ 仙台 戦 争

連隊 でしょうか、 しや戦争遺跡につい  $\mathcal{O}$ 旧兵舎と言われていますが、 お答えください。 て調査をしております。 仙台市はここの資料館を拠点に、 県には類似の取組をしている施設はあるの 戦争と庶民  $\mathcal{O}$ 

戦争遺跡の調査 を伺います。 来年は終戦 から八十年を迎えます。 ・保存等について取組を進めるべきだと考えますが、 これを機に、 県とし ても市町 村と協働 教育委員会の な 認識 5

させていただきます。 大綱二、 能登半島地震  $\sim$ の支援と住家の耐震性強 化  $\mathcal{O}$ 取 組 に 0 1 て、 質問 を

一点目は、能登半島地震への支援の問題であります。

九日は、 が、 ろもありましたけれども、 者の権利関係が複雑でなかなか公費解体が進まない、 した。 V) まいりました。 は進んでい 八日は能登町まで足を延ばし議会関係者と懇談を行い、 日本共産党宮城県議団として、 業者に頼んでも業者不足で来てくれない等々が話されました。 正月の様子がそのまま残っております。ところどころ瓦礫が片づけられているとこ 大火事となった朝市付近の案内をいただきました。 能登町議会関係者との懇談で、 原発 るが、 のある志賀町を視察いたしました。 七日はある民間病院での聞き取りと県の復興担当部局から説明を受け 宅内配管が傷んでいるため蛇口から水が出ない、 それは遺体捜索を行ったからとのことで、 五月七日から九日まで、 困つ ていることは何ですかと尋ねたところ、 行政が担当する道路の水道管復旧 テレビでも報道され その後、 能登半島地震 輪島市を視察いたしま その後、 水道復旧のお金がな 胸が痛みました。 の視察をし 輪島市を訪 ております 被災 7

プする、 駆け ない、 る上で極めて深刻な問題です。 になっておりました。 全体として何を感じたのか。 知 つける、 事 瓦礫の処理が進まない、 災害ごみを出すのに分別を求められ足かせになっている等々 の所見をお聞か 費用は国が とりわけ、 せください 負担するよう働きか 現地の要望を聞き、 水が出ない、 復旧の大きな遅れであります。 水が蛇口から出ないことは、 仮設住宅に入ると被災者へ ける等々が今必要になっていると思い 知事が県内事業者に呼 住み続けられるようにす 家屋の の課題が浮き彫り 公費解体 の支援がス びかけ支援に が 、ます トッ .進ま

登半島は左手の親指のような形をしておりまして、 付け 根部分が  $\Box$ 能登、 間 接ま

ます。 れども、 に取り ラッ 港が使えません。 登町 でが ようについ 先決ではないでしょうか。 政府が本気を出 的に違うのは、 入りますと片側通行となり、 深刻になってい ておりました。 したけれども、 ク輸送する等がなぜできない や珠 中 組 能 知事として自ら支援の範を示す。 んでい 七尾市までは速度制限がありながらも対面通行ができます。 洲市までは片道三時間半、 て、 関節か しかし、 くことを実感いたしました。 交通事情が非常に悪いということであります。 知事の御認識と決意をお聞かせいただきたいと思い ただくよう、 一般道の被害は更にひどくなります。 しかし、 ら先が奥能登となっております。 のと里山空港をフルに利用し空輸によって物資を運び、 その前に住民がまず住み続けることができるようにする復旧が 知事は東日本大震災を経験し、 被災地域は東日本大震災か 果たすべき役割は大きいと考えます。 のと里山空港インターチェンジで降り、 のかと思いました。 往復で七時間もか 同時に、 のと里山海道、 政府に本気になっ このように、 石川県も創造的復興と盛んに言 ら見れば狭いわけでありまして、 かります。 奥能登に向かうに 全国知事会会長をしておられ 三陸道のような道路ですけ 金沢市内 また、 東日本大震災と決定 ・ます。 て能登 能登半島支援の しかし、 能登町に つれ 海岸線が隆起 から奥能登の能  $\overline{\mathcal{O}}$ そこからト 復 て、 向か 奥能登に 旧 被害が ま

震災問題の二点目です。 県内住宅の耐震性アップの取組に ついて伺います。

〇〇年 四% 全体 基礎と柱 北大学災害科学国際研究所の柴山明寛准教授は、 事を掲載い 宮城県沖地震四十六周年に当たる六月十二日 濃淡が 輪島市では五八・五%に当たる八千六百七十四棟がそれぞれ全半壊となり、 の半数以上を占めたこと、 二〇〇〇年基準を満たす住宅に引き上げてい 以前 輪島市が八三%を占めていたと指摘しております。 の接合部を金物で固定するなどを求めた二〇〇〇年基準を満たすかどうかで被 「〇〇年以前木造住宅宮城六六%」との見出しで、  $\mathcal{O}$ たしました。 宮城も決して安全ではないことは明らかだと思い 木造一戸建て住宅は六六%を占めており、 「宮城も注意が 珠洲市内の住家は全体の五六・ 両市の二〇〇〇年以前の 必要だ」 と話 したことを報じ の河北新報一面 「建築が く取組が必要と思いますが、 四%に当たる三千 一戸建て住宅は珠洲 月に能登で調査に当たっ 一九八一年以降であっても 振り返って、 宮城も注意が必要だとの ます。 ており は、 ます。 能登半島地震か 「能登地震で全半 宮城県内 九百九十七 市  $\mathcal{O}$ 報道 知事 九 棟

見解を求めます。

質問大綱三点目、県営住宅の問題であります。

本姿勢について伺います。 令和三年十二月策定ですので、 めどに計画 宮城県県営住宅ストック総合活用計画は、 の見直しを行うとされており、 一年遅れで見直しを行うことになりますが、 その上位計画である宮城県住生活基本計画は 令和二年 八月に策定され、 令和六年度を 見直

の一部で は、 たな建設及び建て替えは行わず云々という表現は、 営住宅の供給に 住宅の新たな建設及び建て替えを行わず云々という文言を素直に解釈するならば、 住宅事業からの撤退宣言だと指摘をさせていただきました。それに対して、 すると書き換えるべきだと考えますが、 が主体的に取り 行くは県は一切県営住宅の提供を行わないということになります。 で書いてしまったということなのかなあと受け止めているわけであります。 で」云々と答えております。 むことを基本とし、 向けて」 云々という文言は、 私は、 県民 公営住宅の供給につい の中で、 の皆さんに多大な不安と心配を与えている、 昨年十二月の 「県は 組むことを基本とし、 ついては市町村が主体的に取り組むことを基本とし、 一切県営住宅の提供を行わないということは全く書いてございません 県の役割として、 宮城県住生活基本計画から削除し、 県は県営住宅の新たな建設及び建て替えは行わず云々は、 一般質問 確かに、 ては市町村が主体的に取り組むことを基本とし、 の際、 公営住宅の供給につい 直接的にはそういう文言はありません。 県は県営住宅の新たな建設及び建て替えを行 宮城県住生活基本計 当局の見解を求めます。 実際に考えている以上のことを勢い 公営住宅の供給につい 実情と県民のニーズに応え対応 ては市町村が主体的 画  $\mathcal{O}$ 第六章 したがって私は、 県は県営住宅の新 計 以上から私 部長は答弁 画 ては市町村 県の 県は県営 しかしな  $\mathcal{O}$ 推 公営 ŋ

の大綱四は、 みやぎ型管理運営方式 の問題についてであります。

1 まず 一点目ですが、 県水道用水供給事業の内部留保資金の今後の見通 0 1

が続くと推測できますが、 |約二百二十億円と伺っ  $\dot{\mathcal{O}}$ 県水道用 ております。 県水道用水供給事業の内部留保資金残高は最大幾らになる見 水供給事業の 本格的に管路の更新が始まる前までこうい 内部 留保資金残高 は倍にな 和 五. 年 度末

は約八百三十億円に達する見込みとのことですが、 込みでしょうか。 事前  $\mathcal{O}$ 聞き取りによりますと、 令和二十八年度末、 間違いありませんか。 二〇四六年度末に 御回答くださ

します。 増え始めております。 事業の場合、 ある時期を過ぎると、 が減価償却費を上回り、 短いために、 大きく下回る時期を迎えたことが大きいと見ています。 八百三十億円がたまる理由について当局はどのように見ているのか、 十億円の資金は、 百三十億円の主な原資は それは二〇一七年度でありました。 多額の企業債を活用して設備投資をした場合、 直営かみやぎ型かに関係なく残る資金だと考えるべきだと思います。 元金償還額が減価償却費を下回るようになります。 したがって、令和二十八年度末、 資金調達に苦労いたします。 何で しょうか。 現に、 私 しかし、 は、 それ以降急速に内部留保資金が 元金償還年限は耐用年数より 二〇四六年度末にできる八百三 元金償還額が ある時期までは元金償還額 山があれば必ず谷が 答弁をお願 減価 県の水道供給 償却費を 11 たある。 1 た

ます。 明確な答弁を求めます。 いたら、 きちんと議会と県民に説明してきたのかということであります。も 路の本格的な更新が始まることを挙げておりました。 金を持つことが明らかとなりました。 二点目です。 しかし、 別の結論が出ていたかもしれません。 本格的な管路更新を前にして、 県は、 みやぎ型導入の 問題は、 理由に ついて、 投資額の四割に当たる八百三十億円の資 説明してきたのか、 みやぎ型導入の議論の際に、 その額は二千億円と言われており 人口 減少時期に二十年後 してこなかったの しきちんと説明して そのことを か ら管 か

引きまして、 度決算では、 富にと規定しております。 ん増える時期はなおさらです。 という形で既に資本費が入っているからであります。 でよいというの 金額でいうと五億円とのことであります。 三点目、 料金設定の問題です。 十七億五千六百万円の黒字でした。 年間約十二億円程度は引き下げられることになります。 が私の持論です。 その立場からしますと、 料金は令和六年度より若干引き下げられました。 なぜなら、 水道法では、 損益収支の費用の中に、 か 水道事業の目的 ということは、 しそもそも、 公営企業会計の損益収支はとんとん 今の時期のように、 直営最終年度 を、 十七億円から五億円を 清潔な水を安く豊 現在、 減価償却費と利子 資金がどんど みやぎ型の  $\mathcal{O}$ 予算上

が、 導入により利益分が十五億円ほど減少 二十年を単位として見るならば年間十億円程度、 当局の答弁を求めます。 ほとんど利益が 二百億円程度は引下げ可能と考えます 出な い状態になって 11 、ますが、

ります。 がでしょうか 営権者に設備投資を任せる理由はあったのでしょうか。 負担することになるので、 設備投資をした結果生じる減価償却費は、 者が設備投資を行っても、 える、 用を二十年で割 移す利用料金の中に含める。 問題もあります。 分かる仕組みになっています。 行った設備投資の減価償却費相当分は運営権者の費用として計算し、 とあまりにも長く、 面から見ても、 ういう複雑な会計処理となっております。 であります。 OM会社は県との契約当事者となっておらず、 比較的耐用年数の短い設備につい 四点目です。 収支は結びついており、 企業会計らしからぬ非常に分かりにくい仕組みとなっております。 みやぎ型管理運営方式は、管路の管理と更新は引き続き県が所管し、 私は既にここに疑問を持ちます。 こった平均 知事は、 決して他自治体にお勧めできるような制度ではないと考えますが、 宮城県に続く自治体は見当たりません。 加えて私は、 終了時にどうなっているか不安があること、 の額となるので、 みやぎ型を他県にも広げたいお考えの それは県民の財産であり県の所有とするために、 同額を運営権者更新投資収益として県の収入に計上する。 県から運営権者に移す毎年の利用料金は、 その中でどう利益を上げていくのか、 ところが、 その会計処理が非常に複雑になることもあると考えてお ては運営権者に委ねるというもの 果たして、こういう複雑な制度にしてまで運 みやぎ型は単年度ごとで見れば収支が切り離 県の費用に計上する。 初めの時期の県の収支は赤字となるとのこと 企業会計は売上げが伸びれば仕入れ か つ情報も基本的に公開されない みやぎ型は、 要因は、 ようで そうすると県が二重に 実際に維持管理を行う 委ねる期間が二十年 です。 会計制度という側 その処方箋がよく 県から運営権者に 二十年間の総費 あ 更に、 運営権者が 運営権者が それ以外 運営権 等 11 カン カコ

主人公の精神に反すると主張してまい 五点目です。 契約は県と運営権者だけではなくOM会社を含めた三者契約にし、 Ō M会社 の情報が 日本共産党県議団は、 公開された な 11 りました。  $\mathcal{O}$ 県が運営権者と契約し、 は、 議会と県民の 本年三月末に宮城県包括外部監査 目を奪うも 実際にその  $\mathcal{O}$ で Ο あ M会社も情報 九 割 県民が  $\mathcal{O}$ 仕事

問とさせて 局として、 公開をとの報告書が提出されました。 この提起をどのように受け止めているの いただきます。 御清聴ありがとうございました。 当県議団は、 この点に全く同感であ か答弁を求めまして、 ります。 壇上からの質

○議長 (髙橋伸二君) 知事村井嘉浩君

## 知事 村井嘉浩君登壇

○知事 (村井嘉浩君) 藤原益栄議員の 般質問にお答えいたします。 大綱四点ござい

お答えい まず、 たします。 大綱二点目、 能登半島地震の復旧支援と耐震強化 の取 組 に 9 1 7  $\mathcal{O}$ 御質問に

初めに、 被災地へ  $\mathcal{O}$ 復旧支援の取組に つい ての お尋ねにお答えい たします。

ます。 がら、 個人所有の宅地配管は、 末までに、 道施設の対応状況によると、 捗に伴う様々な課題に対し、 ころであり、 な県内外の事業者情報を住民に周知するなど、 る燃料費等の に遅れが生じ 上下水道施設 発災以降、 物的支援を行っておりますが、被災地へのアクセスが限られる中、 県といたしましては、 日も早い復興に向け、 立入り困難な一部地域を除き、 ており、 掛かり増し経費へ 引き続き、 の対応状況については、 我が県では、 石川県では、 被災地の意見を丁寧にお聞きし、 各市町の指定事業者に対し修繕依頼が殺到 国や全国知事会等と連携し、 道路などのインフラ復旧に対する人的支援を行ってい 継続した支援が必要であると認識 六県で最大約十三万六千戸の断水が発生しましたが、 の補助制度を先月上旬に創設したほか、 必要な支援を行ってまいります。 地元市町以外の事業者が実施する修繕工事で発生す 国が公表した令和六年能登半島地震に伴う上下水 水道本管の復旧は完了しております。 復旧 0 加速化を図っ 国などと緊密に連携を図りな 現地のニー しております。 てい したことから、 復 旧 • ズを踏まえた人 るところであ 国でも対応可能 そのうち、 復興の進 一

大 先月 復旧 n

たします 次に、 能登半島支援のありようについての認識と決意につい て の御質問に お答え

現在は中長期的に技術系職員等を派遣しております。 応急対策職員派遣制度による避難所運営へ 我が県で は、 能 登半島地震発災直 後 か 5  $\mathcal{O}$ 職員派遣を中心とした各種支援を実施 国や関係機関 被災地における応急復旧は着実に と緊密に連携を図 り

県とい 進みつ 引き続き県庁一丸となって取り組 験や知識、 期に及ぶことが想定されることから、 支援要請を行ってまい 備を進めるとともに、 体などの課題が依然として山積しており、 つあ たしましては、 ノウ りますが、 ハウを積極的に提供 被災地から寄せられるニーズに対して速やかに対応できるよう準 被害が甚大であった地域におい りたいと考えております。 全国知事会としても、 んでまいります。 我が県が持つ東日本大震災からの復興に向けた経 一日も早い 持続的な支援の必要性を認識しております。 国や各都道府県に対して、 被災地における復興までの道のりは長 暮らしやなり ては、 瓦礫の撤去や被災建物 b 1  $\mathcal{O}$ 再建に向けて、 今後とも様々な  $\mathcal{O}$ 

11 たします。 次に、二〇〇〇年基準を満たす住宅に耐震性を引き上げるべきとの御質問にお答え

を分析 策に取り組んでまいりたいと考えております。 県といたしましては、 地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会を立ち上げ、 月の能登半島地震では、 住宅の耐震化率は約九二%と、 された木造住宅を対象に、 9 で構成する宮城県建築物等地震対策推進協議会におい に取り組んでいるところであります。 県では、 11 ても被害の報告があったことから、 耐震性確保に向けた検討結果を秋頃に取りまとめる予定となっております。 宮城県耐震改修促進計画に基づき、 委員会の検討結果を踏まえ、 一九八一年以降に建築され二千年基準を満たさない木造住宅に 耐震診断· 全国平均より高い水準となっております。 具体的には、 耐震改修の補助を行っており、 現在、 国において学識経験者等による能登半島 市 町村と連携をしなが 学識経験者や建築関係団体、 一九八一年以前 て情報共有をしながら、 木造住宅の 0 旧耐震基準で建築 ら住宅の  $\mathcal{O}$ 取組 一
大 被害状況  $\mathcal{O}$ 必要な対 市町 今年一 治果、 耐震化 村

私からは、以上でございます。

○議長(髙橋伸二君) 公営企業管理者佐藤達也君。

[公営企業管理者 佐藤達也君登壇]

 $\mathcal{O}$ ○公営企業管理者 御質問 のうち、 内部留保資金残高の見込みとその理由につい (佐藤達也君) 大綱四点目、 みやぎ型管理運営方式 てのお尋ねにお答えい  $\mathcal{O}$ 問題に 0 1 た 7

水道用水供給事業の 内部留保資金に 0 11 ては、 昨年度の 水道料金改定の協議で、 受

通常、 上の を得ております。 十八年度末に最大約八百三十億円の残高を見込んでおります。 水市町村に示 ったものです。 内部留保資金を常に確保すること、 給水収益の三倍程度としているものを五倍程度まで増額することなどの条件で行 突発的に発生する様々な事象に迅速に対応するため、 した収支シミュ なお、 この内容に レー ションにおいて、 ついては、 管路更新が集中する期間の企業債残高につい 料金改定の協議において受水市 管路の本格的な更新を迎える令和二 シミュ 年間の現金支出相当額以 レ ショ 町 村の ンにお 理解 て、

明してきたのかとの御質問にお答えいたします。 次に、 みやぎ型管理運営方式  $\mathcal{O}$ 導 入 の際に、 内部留保資金に 0 71 7 議会と県民に

県のホ 特に、 留保資金確保に向けた収支シミュ ともに、 みやぎ型管理運営方式の導入に当たっては、 導入による事業費の削減目標の設定に当たっては、 県のホ ムページ等を通じて、 ームページにおいて公表しております。 議会や県民の皆様へ丁寧な説明を行っ V ーションの結果を、 これまで、 常任委員会におい 将来の管路更新に必要な内部 議会での報告や事業説 てきたところです。 て説明すると 明会、

次に、 水道料金の 引下げが可能ではないかとの御質問にお答えい たします。

シミュ 定協議において、 的には料 事業運営に必要な経費を算定し、 境を踏まえ、 金上昇の を検討してまい なければならない」と規定されております。 企業法第二十一条におい 地方公営企業は、 レ 抑制と経営基盤の強化に充てることとしております。 金上昇を前提としたものとなっております。 シ 令和四年度からみやぎ型管理運営方式を導入し、 ョンにおいても、 ります。 中長期的な更新需要と財政収支の見通しを踏まえた、 いわゆる独立採算制を基本とし、 て「地方公営企業の健全な運営を確保することができるもの 今年度から五年間は料金を引き下げてい それに見合った料金水準を定めており、 我が県においては、 今後とも、 その料金に その効果につい その水道料金に 受水市 直面する厳しい経営環 つい ては、 るも 適切な料金設定 町村との料金改 昨年度の  $\mathcal{O}$ 0 地方 つい ては、 公営 将来 収支 ては で

思うがどうかとの御質問にお答えいたします。 次に、 4 やぎ型は会計制 度  $\mathcal{O}$ 側 面 カュ ら見て Ł 他自治: 体に広げ 5 ħ る制 度で は な لح

みやぎ型管理運営方式は、 料金上昇の抑制と経営基盤  $\mathcal{O}$ 強化 に より持続可 能な水道

る第一 減、 的に採用されている運営権対価の金額で競うのではなく、 経営を確立するため、 益として適切な処理を行っております。 で約三百三十七億円の事業費削減が見込まれております。 る収受額を競争条件とし、 の活用拡大が期待されている方式です。 ついては、 更新費用 ビスとしての信頼性を保ちながら、民間の力を最大限活用することにより、 回 P P 地方公営企業法施行規則第二十一条の三の規定により、  $\mathcal{O}$ 抑制、 /PFI事業優良事例表彰において大臣賞を受賞するなど、 技術革新等を図ることを目的としており、このたび、 コ ンセッション方式を採用し、 事業費の削減効果が最大となる制度設計とした結果、 コンセッション方式の導入に当たっては、 県が引き続き最終責任を持ち公共 また、 運営権者が利用者から受け取 資産に係る会計処理に 運営権者更新投資収 他自治体へ 内閣府によ 一般

次に、 包括外部監査結果の受け止めについての御質問にお答えいたします。

とから、 た、 です。 り分かりやすい情報公開を目指し、 に対しては、 することが可能となっております。 権者のホ ては、 の有識者等で構成される宮城県民間資金等活用事業検討委員会において決定されたもの OM会社であるみずむすびサービスみやぎが担う維持管理業務に関する情報に OM会社の財務資料についても、 今回の包括外部監査における、 要求水準書等に基づき、 経営成績や資産、 ムページにおいて公開するなど、 Ο M会社の財務資料につい 負債及び資本、 各種計画書や報告書として県へ提出するとともに、 これらの制度設計については、 運営権者、 運営権者のホームページにおいて公開しているこ OM会社の財務情報開示の充実化が必要との意見 て、 現金の収入・支出に関する情報について確認 積極的な情報公開を実施しております。 運営権者の財務状況と関連づけるなど、 OM会社と検討してまいります。 公認会計士など外部 運営 つい ま

私からは、以上でございます。

○議長(髙橋伸二君) 土木部長千葉衛君

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

答えいたします。 ○土木部長(千葉 衛君) 大綱三点目、 県営住宅行政の見直 しに 0 1 て  $\mathcal{O}$ 御質問 お

を踏まえながら、 県では、 公営住宅法の理念に基づき、 市町村と協力して公営住宅の供給に取り組んでい 社会情勢の変化や地域  $\mathcal{O}$ 住宅事 るところですが、 情 ズ等

とい ど、 宅の管理戸数の適正化に向けた動向や、 間団体等で構成するみやぎ住まい 度に策定した宮城県住生活基本計画では、 令和八年度の計画の見直しに向け、 ス も図りながら、 は当面行わず、 な自治体である市町村が主体的に取り組むことを基本とし、 の整備を積極的に進める状況ではないほ 口減少・ の推計、 たしましては、 入居者の安全性の確保が課題となっております。 少子高齢化の進行に伴い、 高齢化など入居者の状況の変化等を確認し、 広域的な視点から公営住宅の適切な供給を行うこととしております。 適正な管理や改善等により長期的に活用していくとともに、 引き続き、 公営住宅の適正な運営に取り組むとともに、 づくり協議会と連携し、 住宅スト 検討を進めてまい 県全体及び市町村ごとの か、 公営住宅の供給については、 県営住宅の老朽化の進行や耐震性の低下な ック の余剰が こうした状況を踏まえ、 ります。 市町村等の意見も伺いながら、 低廉な民間住宅等 増えており、 県は、 公営住宅の需給バラン 県営住宅の建て替え 住民に最も身近 新 じい 市町村営住 市町村や民  $\mathcal{O}$ 令和三年 有効活用 公営住宅

私からは、以上でございます。

○議長(髙橋伸二君) 教育委員会教育長佐藤靖彦君

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

市道新田浮島線上の ○教育委員会教育長 政庁南大路の復元についてのお尋ねにお答えいたします。 (佐藤靖彦君) 大綱一点目、 文化財行政に 9 11 ての 御質問のうち、

ます。 性を確保 県教育委員会といたしましては、 ですが、 ことなどか 検討してい おります。 現在、 市道新田浮島線によって分断された政庁南大路の復元は大きな課題と認識 県と多賀城市が連携して、 した整備方策につ 5 この るところですが、 ため、 その整備の在り方については様々な検討が必要であると考えております。 県では、 いて、 当該市道には水道管などのライフラインが埋設されている 政庁南大路 文化庁の意見も伺い 多賀城市とともに、 特別史跡多賀城跡の環境整備を進めてい の復元に向けて、 ながら、 多賀城外郭南門から政庁 多賀城市とともに整備案を 引き続き検討 してま るところ  $\mathcal{O}$ して V)

たします。 次に、 地 下 廠 跡 調 査  $\mathcal{O}$ 松島 町  $\bigcirc$ 意向 及びそ  $\mathcal{O}$ 後  $\mathcal{O}$ 状況に 0 11 て  $\mathcal{O}$ 御質問 に お答え

松島町では、 多賀城海軍工廠 松島地区南区跡 E 0 11 て は、 貴重なも Ō であると認識

県教育委員会としましては、 位置づけているところですが、現時点では、 の実施等につい しており、 松島町歴史文化基本構想においても、 て、 必要な助言・協力をしてまいります。 引き続き、 松島町の意向を確認しながら連携を図り、 調査の実施について未定と伺っております。 今後調査が必要となる文化遺産として 調査

します。 次に、 仙台市にある資料館と類似の取組を行う施設に うい て の御質問に お答えい た

におい 北歴史博物館の総合展示室にある ついて紹介しております。 県には、 て、 同様 仙台市歴史民俗資料館と同様 の展示がされているところです。 また、 山元町歴史民俗資料館や柴田町の 「近代国家と民衆」  $\mathcal{O}$ 取 組を行 9 のコ て 1 ーナーで、 る施設は しばたの郷土館など あ 戦時下の暮らしに り ませ W が 東

ます。 次に、 県における戦争遺跡の調査・保存等の取組に 9 1 7  $\mathcal{O}$ 御質問に お答えい た

踏まえ、 が検討されております。 価値判断するために必要な調査、 現在、 また、 文化庁に 市町村の意向等も確認しながら検討してまいりたいと考えております。 おい て、 県教育委員会としましては、 戦争遺跡等を含む近代の遺跡に 保護する範囲等についての考え方を具体的に示すこと 今後示される文化庁の考え方等を つい て、 保護すべ き対 象や

以上でございます。

○議長(髙橋伸二君) 十番藤原益栄君。

〇十番 (藤原益栄君) 質問順に再質問させていただきます。

なると、 ながら、 いかと。 に、 在の基本計画の中でも、 するということを考えているんですね。 というのが書い しくなるわけですね。 文化財問題に 水道管・下水道管・NTT回線等が埋設されていると。そうなると管理が非常に そし その上で土を盛って、 あそこが非常に目立つんです。 てあるのは分かっているんですよ。 こついて、 南門を復元し、 だから私は、 将来的には住民の意向を確認して元の地形に戻して整備したい 市道新田浮島線上の政庁南大路の復元の 地形を復元 多賀城碑が国宝になり、 埋戻しだけにこだわらないで、 非常によく目立つんですよ。 だけども、 したように見せる復元等もあ 先ほど教育長から答弁があ でもそれは、 大路もほとんどできてきたと 埋め戻して大路を整備 橋梁的な整備をやり 問題なのですが、 だからこの協議を り得る  $\mathcal{O}$ ったよう ではな

ぜひ急 11 でいただきたいということなんですけれども、 再度御答弁お願 VI

○議長(髙橋伸二君) 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

ふうに考えてございます。 ○教育委員会教育長 ているというところでございます。 しておりますので、県といたしましては、 (佐藤靖彦君) その中で文化庁の意見も伺い 現在、 市と足並みをそろえて進めていきたいという 県では、 多賀城市とともに整備案を検討 ながら検討することと

○議長(髙橋伸二君) 十番藤原益栄君

す。 いるの かし、 感じたのも、 〇十番 にお考えでしょうか。 の認識はみんな同じだと思うの かということが、 東日本大震災から見ると範囲は狭い (藤原益栄君) すごく復旧が遅れているってことですね。 能登半島の地震への支援なんですけ 私は不思議でしようがない っです。 わけですね。 確かに地震被害は深刻だったけ わけですよ。 それからマ それなのになぜこれほど遅れ れど、 知事はその辺どのよう 私らが視察に行 スコミ報道もそうで れども、 0 7

○議長(髙橋伸二君) 知事村井嘉浩君。

○知事 指 から、 ったと。 津波で家屋が全部流されてしまって瓦礫になりました。  $\mathcal{O}$ かそれを一気に撤去するのに理解を示すことが難しい V れてなかったものですから、 の土地の敷地 からない状況でありましたので、 て財産の集まりなんですけれども、 ってすごく感じました。 るの のような状況  $\mathcal{O}$ では ようにして物を運んだり瓦礫の処理ができたのですが、 東日本大震災のときは、 (村井嘉浩君) ない か し今回は、  $\mathcal{O}$ 中に自分の財産がある、 かなというふうに感じた次第であります。 の能登半島でございます やはりそこが一番大きなネックになっているということ。 やはり私も現地に行って感じたのは、 上から下にがちゃっと潰れたような形でございますので、 道路は基本的に、 沿岸部は全部やられたんですけども、 皆様も一気に瓦礫を処理するのに納得せざるを得なか どこに誰 自分の思い  $\hat{O}$ で、 の財産があるのか、 道路 東西軸の道路はすぐに復旧ができて、 出の品があるということで、  $\bigcirc$ 寸断 のではないかなと、私、 その瓦礫はただのごみでは が大きな復旧 今回は、 東日本大震災のときには 瓦礫があるの 内陸は津波でやら まさに左手の の妨げになっ か全く分 現地に行 なか それ 自分 なく 親 7  $\Box$ な

○議長(髙橋伸二君) 十番藤原益栄君

模範となる支援もやって、ぜひ政府を動かしていただきたいと思います。 〇十番 識は同じだと思いますので、 (藤原益栄君) 能登半島 ぜひ知事も、 の復旧が非常に遅れているというの 知事会会長としてイニシアチブを発揮して は、 もう皆さん認

した。 につい のですけれども、 それから、 宮城としても、 今後、 ては県もいろいろ努力をして、 二〇〇〇年基準をどうクリアするのかということが大きな課題になっ 耐震化の向上の件なんですけれども、 そういう理解でよろしいですか 今からは本腰を入れてやって かなり引き上げてきたという答弁が先ほどあり 1 < これまで、 んだと、 そういう答弁に聞こえた 一九八一 年以前 0 てき 問題

○議長(髙橋伸二君) 知事村井嘉浩君。

○知事 どを見ながら、 被害の原因分析を行う委員会というものが立ち上がっておりますので、 弁したように、 (村井嘉浩君) 県とし 国において学識経験者で構成されます能登半島地震における建築物構造 ての対策を考えていきたい まず、 県の判断だけで決めることはできません とい うふうに思っ ております。 その検討結果な  $\mathcal{O}$ で、 先ほ

○議長(髙橋伸二君) 十番藤原益栄君

すよ。 それは需要がないところはやめてもい だと、こういうことですね。 供給全体として見たときに、 〇十番 う  $\mathcal{O}$ ŋ って、 を建てる時期ではなくなっているんだというのは、 からは建てな したらどうですかと言っているんですよ。 直しをしていくんだと、こういう答弁だったと思うんですよ。 住生活基本計画で。 の対応をするべきだと。 と通る 実態と県民の皆さんのニーズによくお聞きして応えてやっていきますってことがす 今後、 自分の思い (藤原益栄君) W ですよ。 11 県は県営住宅を建てないんだって宣言するのはおかしい んだと書い を素直に住生活基本計画に書い だけど、 だから皆さんが考えているとおりに、 県営住宅の問題なんですけれど、 だから私は、 てい 積極的に県営住宅を建てる時期ではなくなっ そして、 るわけね。 幾らそうい 当面は建てないで状況を見ながら、 11 かもしれないけど、需要があるところはそれな いらない不安を与えていると思うんですよ、 そうしたら、 う答弁したって、 私はこれじゃやっぱり理解されない たほうが それは分かるんですよ。 皆さん仕事やりやすくなります 部長の答弁は、 11 基本計画に、 素直に住生活基本計画を直 いと思うんですけれど、 私も、 積極的に県営住宅 んじゃない てきてい 今は、 五年ごとに見 11 だからとい Þ と思い VI 需要と R かと。 るん い

かがでしょうか。

○議長(髙橋伸二君) 知事村井嘉浩君。

○知事 きたというような状況がございます。 るということで、 わけであります。 ことを考えまして、 はり宮城の特徴としては、 いう発想では決してございませんけれども、 ふうに私どもも当然思っているわけでございますので、 しました、 ても必要とされる方がゼロになるはずはないわけでありまして、 (村井嘉浩君) 民間のいろんな賃貸住宅等の余裕も出てきているというようなこと、そういう 県営住宅ですね。公営住宅を必要とされる方がゼロになるわけはない したがって、未来永劫全く造らないでゼロにするというような、 御理解いただきたいというふうに思います。 一旦様子を見ようということでございます。 土木部長が答弁したことに尽きるわけでありますけれども、 災害公営住宅が一 また、 気に出来上がったと。 同じような形で判断をして物事を進めてい 人口の減少がどんどん進んできているとい 建物はどんどん古くなってくる 災害公営住宅 災害公営住宅をどうし 新しい公営住宅がで という そう 失礼 B

○議長(髙橋伸二君) 十番藤原益栄君。

〇十番 (藤原益栄君) これは引き続き取り上げていきますので、 よろしくお願 11 ま

ね。 ね。 でもホー は、 納得できるのですけど。 みやぎ型管理運営方式についてなんですけど、 水道用水供給事業の会計は八百三十億円の資金を持つに至るのだと。これは委員会 分かったら、 11 やあ、 ムペ ージも公表してきたのだと。 不勉強を恥じておりますが、 あの時の委員会で説明しておりますというふうに説明していただくと 知らないのはどうも藤原だけだったようです ちなみに、 令和二十八年度、 11 0 の委員会で説明 二〇四六年度末に したのですか

○議長(髙橋伸二君) 公営企業管理者佐藤達也君。

定における最大の内部留保資金が八百三十億円になるということでございまして、 みやぎ型導入に際しまして、 ○公営企業管理者 V 7 おります。 て、 令和元年十二月に常任委員会で御説明申し上げまして、 今回御回答させていただいた八百三十億円というのは、 (佐藤達也君) 事業費削減目標をどれくらいにするかというような資料に 先ほど御答弁申し上げました中身とい ホ ムペ 昨 年度の料金改 いますの ジ 令和

な、 元年度に御説明差し上げたときは、 そうい 内部留保資金になりますとい ったシミュ レ ーションの中身に どういうやり方で料金を下げて ったような御説明ではございません。 ついて御説明をしておりますの 11 くの かとい

○議長(髙橋伸二君) 十番藤原益栄君。

〇十番 至りますよという説明はやってこなかったということでよろし やっぱり皆さん方は県議会に、 (藤原益栄君) いや、そうすると八百三十億円というの 令和二十八年度末には八百三十億円の資金を持つに 1  $\mathcal{O}$ は私の不勉強じやな です

○議長(髙橋伸二君) 公営企業管理者佐藤達也君。

ますので、 てい とでございます。 要なのは、 結果として八百三十億円の内部留保資金残高になっているということでございます。 限度として借りてい 条件でシミュレーションしていくかという中で、 ○公営企業管理者 ミュレーシ 部留保資金はためていこうと。そして、企業債残高は給水収益の五倍程度まで、 るということではございませんで、 どうい 特に八百三十億円の内部留保資金ですというような御説明はしないというこ ョンをした上で、 うふうな条件で経営してい (佐藤達也君) 、こうと。 料金も、 八百三十億円ないとその条件が実現しないということで 八百三十億円は、 緩やかですが上昇させていこうと。 先ほど御説明申し上げましたように、 くかということが重要なのだと考えてお まず一年間の現金支出相当額以上の 八百三十億円をためるために そうい どういう それを ったシ Ŕ 重 'n 0

○議長(髙橋伸二君) 十番藤原益栄君。

〇十番 面的 千億円の設備投資があるんだと。 という説明をやってきたわけでしょう。 十億円というの ことじゃないんですか。 んどんたまるようになってきているわけでしょう。 であ 二〇一七年度以降は、 (藤原益栄君) り誇張 は て いた 知りました んじゃな 私は非常に、 いや、 元金償還額が減価償却費を下回るようになって、 皆さんはね、 さあ大変だ大変だと。 11 か このみやぎ型導入のときの皆さん方の説明は、 というふうに思うのですよ。 大変だという話ばかりしてきたのですよ。 人口減少社会を迎えて、 そういう説明をしてこなか だからみやぎ型を導入するんだ 知事は、 その二十年後に二 この つたっ お金が 八百三 だけ

○議長(髙橋伸二君) 知事村井嘉浩君。

○知事 あります。 (村井嘉浩君) 先ほど管理者が答弁した、 その タ イミングで私も知ったわけで

○議長(髙橋伸二君) 十番藤原益栄君。

たって、 たよ。 5 投資は二千億円だと言われています。 〇十番 せめて水道料金引下げに回すべきだというふうに思うのですけれど、 収支の黒字分に 議の方も、 口で始まったんですよ。 かが その財務状況というのは雲泥の差なんですよ。 今でも、 でしょうか。 (藤原益栄君) 六百億円を超えるお金を持っ さっぱり水使ってないのに負担が非常に大きいんだという質問をやってまし うい 宮城県の水は日本で一番高いと言われてい ては、 今回は八百三十億円、 いや、 私の推定だと二十年間で二百億円になるのですが、 だからこれは極めて重大な問題なんですよ。 仙南 て二回目の管路の設備投資に向かう 仙塩広域水道が始まったときには、 あるいは二百億円水道料金引下げに回し 十二月議会のときに、 るわけでし よう。 この点に 仙南の のです。 私は、 その分は 0 資金ゼ ある県 1 0 損益 ては だか

○議長(髙橋伸二君) 公営企業管理者佐藤達也君。

だくことが私としては重要だというふうに認識 そう 場合でも 残高 単に企業の損益計算上の収支が均衡するということにとどまらず、 関する法律 なシミュ をしてい まで使ったとしても、 を確保することが必要というふうになっております。 し得る運営を意味し、 ○公営企業管理者 け ない  $\mathcal{O}$ 11 0 7 ぎりぎりの た計算の るということでございますの のですが、 ックスとしてたまります。 一年間の現金支出相当額以上の内部留保資金がたまるようなシミュレ 日の取扱い シ 彐 ンをするということでございますので、 中で八百三十億円という内部留保資金の (佐藤達也君) 内部留保資金、 今は料金収入で内部留保資金をためながら、 についての通知がございまして、 どんどんどんどん目減りしてきます。 健全な運営のためには経営基盤を強固にするために内部留保資金 そこになるまで調整するとい 本格的な更新が始まると、 地方公営企業法及び地方公共団体の財 で、 確かに最初は企業債を全部打 しております。 それでは、 八百三十億円の内部留保資金は 方法に 残高が 目減りして一番下になった 企業債を給水収益 うことができますので 企業債も打ちなが 健全な運営というのは つい 必要になるとい 内部留保資金を留保 て御理解していた 0 一政の て VI 健全化 かなきや ーシ の五倍 ョン

○議長(髙橋伸二君) 十番藤原益栄君。

す。 定できるでしょうというのが私の意見です。ぜひ引き続き検討してください。終わりま うに、減価償却費よりも元金償還額が下がったからなんですよ。だからどんどんどんど 〇十番 (藤原益栄君) んお金がたまっているわけ。 なぜこんなにお金がたまっているかというと、さっき言ったよ せめてそういうときぐらい、損益とんとんぐらいの料金設